

マイナンバーカードがあれば コンビニで各種証明書を取得できます



皆さま、ご存じですか？

マイナンバーカードがあれば、土日でも全国のコンビニで右記の証明書が取得できます。

しかも、1通**10円***です。

令和6年3月31日まで、以降は200円です。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、これを機に取得してみたいはいかがでしょうか。

※越生町独自事業

取得できる証明書

- 住民票の写し ●印鑑登録証明書
- 所得 / 課税・非課税証明書

利用可能時間

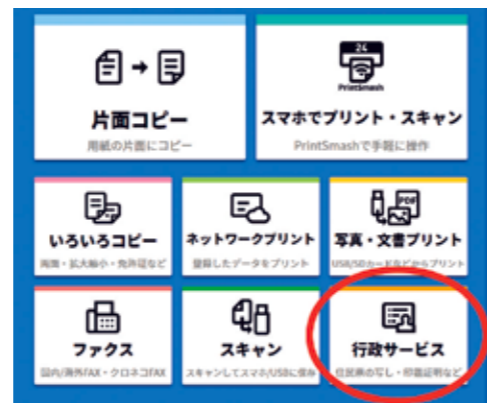
午前6時30分～午後11時
(メンテナンス時を除く)

1 マルチコピー機のある コンビニへ行く



マイナンバーカード・4桁の暗証番号・料金(1通10円)を用意してコンビニへ。

2 マルチコピー機の 「行政サービス」をタッチ



お店によって、画面表示は異なります。

3 マイナンバーカード をセット



案内にそって、マイナンバーカードの読取り、暗証番号の入力、証明書の選択、内容確認。

4 料金支払い、 印刷完了です



手数料を投入口に入れます。1通10円です。
※証明書、領収書の取り忘れにご注意ください。

住民票の写し、印鑑登録証明書に関して
☎町民課 住民担当 ☎内線124、125



所得 / 課税・非課税証明書に関して
☎税務課 課税担当 ☎内線133、134



区画整理事業により西和田地区に

新しい町名「春日」が誕生します

地図の区域が土地区画整理事業を施工している区域で、この区域の名称が「春日」に決まりました。

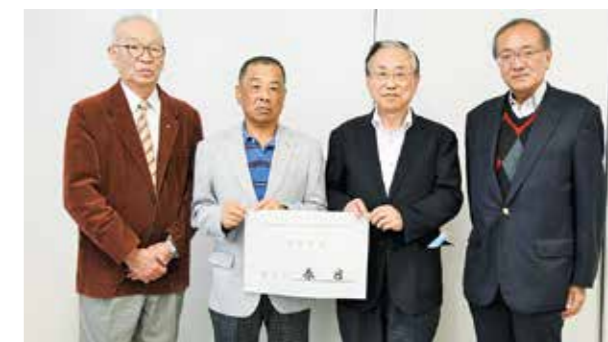
○なぜ、新しい町名に変更するの？

土地区画整理事業を実施した場合、新しい区画や地形に合わせて登記を設定する必要があり、現在使用している字名が廃止され、新しい町名に変更しなければなりません。



○どうやって新しい町名を決めたの？

新町名は西和田・河原山土地区画整理事業地内に土地を所有されている方と、お住まいの小学生以上の方から新町名の案を募集し、「越生町西和田・河原山土地区画整理事業町名決定委員会」において、決定しました。



▲越生町西和田・河原山土地区画整理事業町名決定委員会のみなさん

○いつから変わるの？

令和6年1月に予定されている土地区画整理事業の完了にあわせ、新しい町名に変更されます。今後、議会の議決を得るなど土地や建物の登記事務を進めていきます。

☎まちづくり整備課 まち企画担当

☎内線153



▲春日地区パノラマ